

## 令和4年度地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書

(市町村分) 個票

自治体名

南木曾町

(都道府県: 長野県)

事業メニュー	結婚新生活支援事業				
区分	結婚新生活支援				
関連事業メニュー	3.1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び新規に婚姻した世帯に対する引越費用に係る支援(一般コース)				
個別事業名	南木曾町結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続		
実施期間	交付決定日 ~	令和5年3月31日	事業開始年度	令和2 年度	
対象経費支出予定額 ※(注)1	1,200,000			円	
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>南木曾町の総人口は昭和35年の10,771人をピークに、以降令和4年1月1日の3,969人まで減少を続けており、国立社会保障・人口問題研究所による推計では令和42年に1,837人となる見込みである。これを踏まえ、令和2年度に定めた南木曾町人口ビジョン及び第10次南木曾町総合計画では、地域を担う人材が持続的に育まれる環境の維持という観点から、将来展望として令和9年の目標人口を3,650人としている。</p> <p>南木曾町地方創生総合戦略の策定に伴い、令和2年度に実施した住民意識調査では、町内独身者の結婚の意思を持つ20~40代の男性約5割、女性約4割が結婚に必要な状況として「経済的な余裕ができる」ことを挙げた。</p> <p>このことから、婚活支援の取組として、南木曾町では、令和2年度より新規に婚姻した世帯の婚姻に伴う引越費用に対する支援を実施しており、令和2年度は5世帯(うち、町単独補助分4世帯)の支援金の交付、令和3年度では4世帯の申請相談の受付を行っている。</p> <p>また、南木曾町が令和2年度に実施した結婚・婚活に対する意識調査において、自身の結婚に対する自己評価は30~40%とやや低評価の傾向があり、不足点・必要なサポートの一つに「金銭面のサポートを必要としている」ことが挙げられたことから、経済的不安も結婚の障害の一因であることがうかがえる。</p> <p>南木曾町においては、南木曾町地方創生総合戦略(令和2年1月改訂)における基本戦略の一つに「4. 子育て世代が安心して結婚、出産、子育てができる環境づくり」を掲げ、少子化対策の一環として、</p> <p>①結婚支援イベントの開催(広域連携事業・町事業) ②結婚支援イベント参加者への参加費補助 ③長野結婚支援ネットワーク等への参加 ④結婚相談所及び結婚時の経済支援の在り方検討の取り組みを行うこととしている。本事業では、上記取り組みの④に位置づけられる。</p>				
個別事業の内容	(個別事業の内容) ※(注)3				
	1. 概要 新規に婚姻した世帯の婚姻に伴う住宅取得費用、住宅のリフォーム費用及び住宅賃貸費用並びに引越費用に対する支援を実施する。				
	【補助対象要件】				
	・所得要件	<input type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が400万円未満	<input checked="" type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合	所得制限なし ※要件緩和分は自治体単費負担
	・年齢要件	<input type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input checked="" type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合	年齢制限なし ※要件緩和分は自治体単費負担
	【補助上限額】 ※補助対象費目について、一般コース・連携コースのいずれかで記載すること。				
一般コース	<input type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input checked="" type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合	・夫婦の合計所得が400万円未満かつともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯の各費用に係る合計30万円 ・上記以外の世帯の各費用に係る合計15万円 ※要件緩和分は自治体単費負担	
都道府県主導型コース	29歳以下の場合	<input type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合	
	39歳以下の場合	<input type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合	
【その他独自要件】					
<ul style="list-style-type: none"> <li>対象となる住居が南木曾町内にあり、申請時に夫婦双方又は一方の住民票の住所が当該住居の所在地となっていること。</li> <li>補助金の交付を受けようとする者の住民票の住所が南木曾町にあること。</li> <li>町税等町に滞納がないこと。</li> <li>夫婦双方が町条例に規定する暴力団員ではないこと。</li> </ul> <p>※「夫婦双方または一方の婚姻日における年齢が40歳以上」、「夫婦の合計所得が400万円以上」のいずれかに該当する新婚世帯には、15万円を上限に支給(独自の要件緩和分は自治体単費負担)</p>					

2. ①申請見込み世帯数 ※都道府県主導型の場合の内訳	3 共に29歳以下	世帯 世帯	左記以外	世帯
【積算根拠】 3世帯×30万円(補助上限額)×1/2(補助率)=450千円 ・3世帯については、令和3年度の夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下で夫婦の合計所得が400万円未満の婚姻件数実績5件のうち3件で計算。残り2件については対象となるが補助上限未達となる予定のため、補助上限未達分として積算。				
②継続補助の見込 対象経費支出予定額	2 300,000	世帯 円	〔 令和3年度見込世帯数 5 世帯 〕	
3. 広報の実施予定 ・町広報誌に事業内容を掲載する。 ・町内施設に町が作成したチラシ80枚を設置、ポスター5枚を掲示				
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
	町の結婚支援事業をきっかけとする婚姻件数	件	2 (令和5年)	0 (令和2年)
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率	%	1.33 (平成30年)	
	婚姻件数	件	11 (平成30年)	
	出生数	人	20 (平成30年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100	100
	婚姻新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に支援されていると感じた世帯の割合」	%	80	50
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に支援されていると感じた世帯の割合」	%	100	100
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	長野県の公共施設・関係機関等でのチラシ配布を行うとともに、県ウェブサイトで広報を行う。			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	町内飲食店、商工会、コンビニなど事業者にチラシ配布・ポスター掲示の協力をお願いする。			
委託契約の有無 ※優良事例の横展開支援事業又は重点課題事業を実施する場合のみ記載				
上記「事業内容」について、「地方創生推進交付金」の申請の有無	無			

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付けを記載すること。

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。また、事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和4年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。